

贈賄防止ハンドブック



はじめに

経済活動のグローバル化に伴い、国際的企業が国内・国外で直面する課題が多様化しており、流動する経済・政治環境の下、適切に事業展開を継続するためのコンプライアンスが重要度を増しています。

中でも、贈賄問題に関しては、未だに世界各地で公務員への贈賄が絶えません。特に外国公務員に対する贈賄に対しては、規制当局も2004年頃から対応を一変させ、先ず米国当局がFCPA違反による摘発と法執行を急速に強化し始めました。近年は摘発数・罰金額・個人の収監事例が着実に増加しており、米国当局と同様の厳しい法執行の姿勢が、日本や英国を含む世界各国の規制当局へと拡大しつつあります。

もとより、NTTグループでは、企業活動には、法令を遵守し、高い倫理観を持って事業を運営していくことが不可欠であるという認識の下、「NTTグループ企業倫理憲章」を制定し、不正の防止、企業倫理の徹底に取り組んできました。NTTグループにおいては、どのような贈賄行為への関与も決して許されるものではありません。

今般、贈賄防止に関する各社個別の取り組みを補完するべく、NTTグループに横断的な啓発ツールとして本ハンドブックを発刊します。本書は、NTTグループで働く全ての皆様に対し、国内事業のみならず海外事業展開において注意すべきポイントとして、「第1章 基礎知識」で世界の主な贈賄規制の基本的な考え方を解説し、「第2章 ケーススタディ」で実際の摘発事例を用いて問題回避の手掛りを紹介するものです。本書をご活用頂くことにより、各社のコンプライアンスが向上することを期待します。

2015年3月

第1章 基礎知識	4
主要な贈賄規制の基本的な考え方を知る	
1-1 贈賄規制に注目すべき背景	5
1-2 自国の公務員に対する贈賄	6
2-1 外国公務員等贈賄防止法令に注目すべき背景	7
外国公務員等贈賄防止法令とは	
外国の公務員等に対する贈賄が禁止されている理由	
自国の規制法と各国の規制法	
参考 FCPAにみる米国当局の執行状況	
参考 贈賄に関する国別・産業別のリスク	
2-2 違反の対象となる行為	10
①「事業の獲得・維持等の目的」について	
②「不正の意図」について	
③「利益」の供与について	
2-3 違反の対象となる行為 (ファシリテーションペイメント)	12
2-4 適用を受ける者	13
2-5 適用を受ける者(第三者による贈賄)	14
2-6 外国公務員等	15
2-7 ペナルティ	16
2-8 FCPA会計処理条項	17
2-9 コンプライアンスプログラム	18

第2章 ケーススタディ 19

実際の摘発事例をもとにしたケースを用いて、問題回避の手がかりを知る

ケース1 自国の公務員に対する贈賄	20	ケース12 エージェントを通じた贈賄行為	31
自国の贈賄規制について認識し、 決して贈賄に関与してはいけません		第三者(委託先、エージェント等)を通じた 贈賄行為が違反となる場合があります	
ケース2 外国の公務員に対する贈賄	21	ケース13 政府関連機関(政府資本が含まれる企業)に対する 贈賄行為	32
外国公務員等への贈賄に関しては、自国の法令だけでなく 複数国の法令にも違反してしまう場合があります		政府関係者のみならず、政府と一定の関係にある者に 対する贈賄行為も違反となる場合があります	
ケース3 適用範囲	22	ケース14 民間企業の間における贈賄行為(UKBA)	33
各国の外国公務員等贈賄防止法令は、 自国内外の企業に対して積極的に適用されています		UKBAは、収賄者を公務員に限定していないことから 相手方が民間企業の社員等の場合においても適用され、 違反となる場合があります	
ケース4 事業の獲得・維持等の目的	23	ケース15 親族に対する贈賄行為	34
事業の獲得・維持等の目的を持った行為とはどのようなものか		外国公務員本人のみならず、親族等に対する贈賄も 違反となる場合があります	
ケース5 不正の意図(贈賄行為の要否)	24	ケース16 贈賄の恐ろしさ(ペナルティ)	35
外国公務員が実際に不正な支払いを受領しなかった場合も 違反となる場合があります		贈賄によって当局の摘発を受けると 厳しいペナルティが課せられます	
ケース6 不正の意図(贈賄と取引獲得の関係)	25	ケース17 会計処理条項	36
贈賄行為がその目的を果たさなかった場合も違反となる 場合があります		FCPAにおいては、不適切な支出を不正に分類表示することを 禁じる会計上の規制がなされています	
ケース7 利益の供与①(旅行・接待)	26	ケース18 適正なコンプライアンスプログラム	37
外国公務員等への旅費負担・接待は利益供与の典型です		実効性のある適正なコンプライアンスプログラムの 構築、実行が重要です	
ケース8 利益の供与② 違反となる利益供与と、違反とされ難い利益の提供	27	ケース19 M&Aにおける買収者の責任	38
違反となる利益供与 違反とされ難い利益の提供		買収した子会社の行為で、親会社が責任を問われる 場合があります	
ケース9 注意すべき行為(Facilitation Payment)	28		
「通常の行政サービスに関する手続円滑化のための 少額の支払い」には注意			
ケース10 自社社員による贈賄行為	29		
主な外国公務員等贈賄防止法令は、自国内外の法人または 個人による贈賄行為を禁止しています			
ケース11 海外子会社を通じた贈賄行為	30		
子会社を通じて行う贈賄行為によって、 親会社も違反となる場合があります			
		用語集	39

本ハンドブックは、読みやすさと分かりやすさを重視し、主要な贈賄規制の大枠が簡単に理解できるよう作成しています。
本ハンドブックの記載を独自に解釈せず、内容についてご不明点があればNTT総務部門 法務担当までご相談ください。